

人材紹介に関する基本契約書

（以下甲という）と、（以下乙という）は甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

第2条（紹介の内容）

- ① 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、該当者（以下「丙」という。）に対する、コンサルティングを実施した上で適切と判断した丙を甲に紹介する。
- ② 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

第3条（選考採用）

甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適切と認めた場合には求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

第4条（対価の支払及び時期）

- ① 甲は、乙から紹介された丙の採用を決定し、雇用契約を締結し入社に至った場合、人材紹介の対価として、一人当たり月給（手当等を含む）12ヶ月相当額の30%を上限とし、双方話し合いの上決定する。
- ② 甲は、別途覚書の通り、決められた支払日・支払方法に沿ってその対価を支払うものとする。

- ③ 丙が入社の意思を示したにも関わらず、甲への入社に至らなかった場合には、人材紹介の対価は発生しないものとする。

第5条（労働条件の明示と確認）

甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書の写しを、乙に交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

第6条（返済義務）

丙が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、丙に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職、解雇が

入社後1ヶ月未満の場合：本件報酬の70%

入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合：本件報酬の50%

入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：本件報酬の30%

第7条（情報の守秘義務）

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む。）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

第8条（契約に定めのない事項等の取扱い）

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の義務を生じた場合、甲・乙協議の上、決定するものとする。

第9条（有効期限）

この契約書の有効期限は、 年 月 日から 年 月 日まで1年間とする。（なお、有効期限満了1ヶ月前までに、甲・乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。）

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地
名 称
代表者

乙 所在地 (許可番号)07-ユ-300082
名 称 福島県会津若松市白虎町227番地
代表者 株式会社あいづスタッフ
代表取締役社長 星 常 男